

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第41号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（条例別表第 1 の 7 の項に規定する規則で定める事務） 第 8 条 条例別表第 1 の 7 の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 4 条の規定に準じて行う私立の高等学校等（<u>同法第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下この条において同じ。</u>）の生徒又は学生（以下この条において「生徒等」という。）に対して、その授業料に充てるため支給する支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 4 条の規定に準じて行う県立高等学校の生徒のうち、高等学校等を退学した</u>ことのある者に対して、その授業料に充てるため支給する支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実について	（条例別表第 1 の 7 の項に規定する規則で定める事務） 第 8 条 条例別表第 1 の 7 の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。<u>以下この条及び次条において「新法」という。</u>）第 4 条及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 8 号。<u>以下この条及び次条において「一部改正法」という。</u>）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下この条及び次条において「旧法」という。）第 4 条の規定に準じて行う私立の高等学校等（<u>新法第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下この条において同じ。</u>）の生徒又は学生（以下この条において「生徒等」という。）に対して、その授業料に充てるため支給する支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) <u>新法第 4 条及び一部改正法附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第 4 条の規定に準じて行う県立高等学校の生徒のうち、高等学校等を退学した</u>ことのある者に対して、その授業料に充てるため支給する

改正前	改正後
ての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に準じて行う高校生等奨学給付金（高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等（同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。次号及び次条において同じ。）に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する奨学のための給付金をいう。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> (4) <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第17条の規定に準じて行う第1号又は第2号の支援金の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u> （条例別表第1の8の項に規定する規則で定める事務）	支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) <u>新法第4条及び一部改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第4条の規定に準じて行う高校生等奨学給付金（高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の生徒等の就学に要する経費を負担すべき者をいう。次号及び次条において同じ。）に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する奨学のための給付金をいう。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> (4) <u>一部改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第17条の規定に準じて行う第1号又は第2号の支援金の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u> （条例別表第1の8の項に規定する規則で定める事務）
第9条 条例別表第1の8の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に準じて行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条第1項に規定する高等学校の専攻科（同法第70条第1項において準用する同法第58条第1項に規定する中等教育学校の後期課程の専攻科を含む。次号において「高等学校等専攻科」という。）の生徒に対して、その授業料に充てるため支給する支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は</u>	第9条 条例別表第1の8の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) <u>新法第4条及び一部改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第4条の規定に準じて行う学校教育法第58条第1項に規定する高等学校の専攻科（同法第70条第1項において準用する同法第58条第1項に規定する中等教育学校の後期課程の専攻科を含む。次号において「高等学校等専攻科」という。）の生徒に対して、その授業料に充てるため支給する支援金の受給資格の認定の申請の受</u>

改正前	改正後
その申請に対する応答に関する事務 (2) <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に準じて行う高等学校等専攻科の生徒の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> (3) <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第17条の規定に準じて行う第1号の支援金の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u>	理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) <u>新法第4条及び一部改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第4条の規定に準じて行う高等学校等専攻科の生徒の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> (3) <u>一部改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第17条の規定に準じて行う第1号の支援金の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。